

経済安保版 秘密保護法案に反対を！

2023年11月
秘密保護法対策弁護団

岸田政権は、**来年（2024年）の通常国会**に、重要な経済情報を機密情報とし、その漏えいに「10年以下の拘禁刑」の重罰を科すとともに、セキュリティ・クリアランス制度の導入などを盛り込んだ**経済安保法改正案を提出しようとしている**旨が報道されています。

これは、特定秘密保護法自体の改正ではありませんが、特定秘密保護法の特定秘密の対象となっていた4分野（外交、防衛、テロ、スパイ活動）に加えて、更に**経済情報についても秘密とすることで秘密保護法制を拡大**し、市民の知る権利の制限を拡大しようとする「**経済安保版秘密保護法案**」です。

私たち秘密保護法対策弁護団は、特定秘密保護法について、秘密指定が恣意的に拡大するおそれがあること、公務員だけでなくジャーナリストや市民も独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰されること、最高刑は懲役10年の厳罰であること、政府の違法行為を暴いた内部告発者、ジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みが含まれていないこと、適性評価によるプライバシー侵害のおそれが高いこと、政府から独立した「第三者機関」も存在しないことなど、ツワネ原則（国家安全保障と情報への権利に関する国際原則）にことごとく反していて根本的な欠陥があると考え、廃止もしくは抜本的改正を求めてきました。

国連自由権規約委員会も、第六回(2014年)・第七回(2022年)の審査で、日本政府に勧告をし続けています。

私たちは、**知る権利、言論・表現の自由、報道の自由、ひいては民主主義を危うくする秘密保護体制強化の今回の動きに強く反対**します。

Q. どのような法案が出てくるの？

まだ、法案そのものは国会に上程されていません。

しかし、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議の「中間論点整理」（本年6月発表）、公表されている内閣官房の「事務局説明資料」、新聞報道などから、以下のような内容になると考えられます。

- ① **経済安全保障上重要な情報を、秘密指定**する。
- ② 当該情報にアクセスする必要がある者（政府職員と民間人）に対して**政府による調査を実施し、信頼性を確認してアクセス権を付与**する（セキュリティ・クリアランス（信頼性評価））。
- ③ 情報が漏えいした場合の罰則として、特定秘密保護法並みの「**10年以下の拘禁刑**」とすることが検討されている。



「セキュリティ・クリアランス」という新しい言葉を使っているけれど、結局、特定秘密保護法上の、①特定秘密の指定、②プライバシー侵害のおそれが指摘されている適性評価制度、③最高刑10年という重い罰則と、**完全に同じ構図**だね！

Q. そもそもの経済安保推進法とは？

2022年5月11日に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安保法）が成立しました。

この法律は、(1)特定重要物資の安定的な供給の確保、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(3)先端的な重要技術の研究開発の官民協力、(4)特許出願の非公開の4本柱で構成されています。

法の根幹に関わる「経済安全保障」そのものに定義がなく、多くの重要概念が政令、省令、政府の定める基本方針に委ねられ、規制される内容が法律だけを見ても分からないのが特徴です。

Q. 「改正法案」の問題点は？

第1 「経済安全保障」という概念が不明確で、政府が自由に解釈して秘密指定できます。

政府公表資料において、その対象を宇宙・サイバー分野にまで拡大することさえ検討していると言われています。「秘密」が無制限に拡大されていく可能性が高く、歯止めがありません。

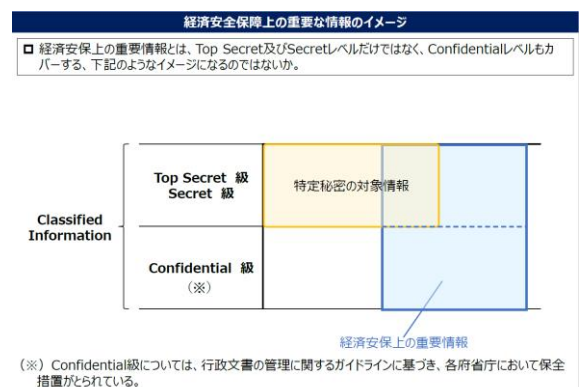
第2 現在の「経済安保法」の秘密の漏えいは、最高2年の拘禁刑ですが、それを最高10年（特定秘密保護法並み）にまで重罰化しようとしています。

政府は本年11月20日のセキュリティ・クリアランスに関する有識者会議で、情報を漏えいの罰則を特定秘密保護法並みの水準とする方針を示しました。

第3 法案では、米国での秘密指定において、トップシークレット（機密）、シークレット（極秘）、コンフィデンシャル（秘）に区別していることを参考にし、重層的に秘密指定することを想定しています。

政府公表の「事務局説明資料」には、右の図が載っています。特定秘密に当たるトップシークレット級・シークレット級のものだけでなく、コンフィデンシャル級のものについても秘密指定するということです。

これまでは「取扱注意」とされてきたようなレベルの情報漏えいも刑罰の対象にする可能性が高いのです。



第4 政府職員と民間人について、「秘密」に接触できる者と接触できない者に分けるために、家族も含めて、身辺調査（セキュリティ・クリアランス≒適性評価）を行います。

特定秘密保護法の適性評価と同様、活動歴、信用情報、精神疾患など高度なプライバシー情報まで取得し、しかも、本人だけでなく、その家族や同居人についても調査の対象となると考えられます。報道によれば、セキュリティ・クリアランスを受ける際には同意が前提とされており、不利益取扱いの禁止も定めると報じられていますが、調査を拒めば、結局、企業等が取り組む研究開発や情報保全の部署などからは外される可能性が高いと言わざるを得ません。

【まとめ】

今後、来年（2024年）の通常国会の際か、その直前になって、法案の内容が発表され、市民が法案内容を吟味する時間を与えられないまま、政府が強行採決に突き進んでいくことも予想されます。

しかし、この法案の本質は「**経済安保版 秘密保護法案**」に他なりません。

反対の声を国会に届けましょう！

【お問い合わせ先】

秘密保護法対策弁護団事務局長 海渡双葉（横浜合同法律事務所 045-651-2431）